

政治倫理審査において第三者の意見を聴く仕組みについて

＊現在の条例案

(審査会の審査等)

第 8 条 審査会は、議長の諮問に応じ、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について意見を述べるものとする。

2～7 略

8 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

- ・現状の条例案では、8 条 8 項に第三者の意見を聴く仕組みを規定している。
- ・しかし、全国市議会議長会への照会により、「議会内部の（法定外の）任意組織として設置する政治倫理審査会が、個別の事案について外部専門家等の意見を聴くことは自治法上想定されておらず、聴くのであれば委員会に付託し、自治法 100 条の 2（専門的調査）や 115 条の 2（公聴会及び参考人）の規定によることが最も確実」であることを確認した。
- ・そのため、第三者の意見を聴くには、次の（１）（２）いずれかの方法による必要がある。

■公聴会及び参考人：会議の場に来てもらい、意見を聴くもの。

■専門的調査：必ずしも会議への出席を要さず、調査自体をしてもらうことも可。

(１) 審査を（任意組織ではなく）法定の委員会で行う場合

パターン	審査の主体	第三者の意見聴取方法	手法・備考
1	特別委員会	・公聴会又は参考人 …当該委員会の議決が必要（本会議不要）。 ・専門的調査 …本会議での当該委員会への専門的調査の委任議決が必要。	・事案発生の都度、議決により特別委員会を設置し、政治倫理審査を付託する。 ※設置議決の際に、併せて専門的調査の委任を議決することも可能。
2	議会運営委員会		・議長からの諮問（自治法 109 条 3 項 3 号）として扱う（議決不要）。 ※議運の委員が当事者となった場合は除斥される。

【パターン 1・2 の場合】

- ・現在審査会で審査する前提となっている条例案を、特別委員会又は議運で審査する仕組みに修正する必要がある。

(2) 審査を政治倫理審査会で行う現在のスキームを生かす場合

パターン	審査の主体	第三者の意見	手法・考え方
3 (市側提案)	政治倫理審査会	ハラスメント事案に限って聴く	・ 議会は附属機関を設置できないが、市長の附属機関に意見を聴くことは可能であるため、既存のハラスメント対策委員会を活用し、ハラスメント事案に限って意見を聴く。 ・ 他の事案については、外部に意見を聴くことはできない。

■ 審査は政治倫理審査会で行い、第三者の意見は聴かないこととする場合

パターン	審査の主体	第三者の意見	手法・考え方
4	政治倫理審査会	聴かない	・ 政治倫理は議会の内部規律の問題であるから、内部組織での合議により結論を出すこととする。 ・ 外部専門家に意見を聴くことはないため、現在の条例案8条8項を削除する。

(次ページに地方自治法の参考条文あり)

<参考：地方自治法>

（議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査）→専門的調査

第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 略

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

（1）議会の運営に関する事項

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

（3）議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

6～9 略

（公聴会及び参考人の出頭）

第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。